

株式交換に係る事後開示書面

(会社法第 791 条第 1 項第 2 号、第 801 条第 3 項第 3 号及び
会社法施行規則第 190 条に定める書面)

2025 年 7 月 4 日

株式会社A r e n t

2025年7月4日

株式交換に係る事後開示書面

東京都港区浜松町二丁目7番19号
株式会社A r e n t
代表取締役 鴨林 広軌

神奈川県横浜市神奈川区松本町一丁
10番18号 スタッグビル2F
株式会社スタッグ
代表取締役 石田 泰三

株式会社A r e n t（以下「A r e n t」といいます。）及び株式会社スタッグ（以下「スタッグ」といいます。）は、2025年5月14日付で両者の間で締結した株式交換契約（以下「本株式交換契約」といいます。）に基づき、2025年7月4日を効力発生日として、A r e n tを株式交換完全親会社、スタッグを株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」といいます。）を行いました。

本株式交換に関する会社法第791条第1項第2号及び第801条第3項第3号並びに会社法施行規則第190条に定める開示事項は以下のとおりです。

1. 株式交換が効力を生じた日（会社法施行規則第190条第1項）

2025年7月4日

2. 株式交換完全子会社における会社法第784条の2の規定による請求に係る手続の経過並びに同法第785条、第787条及び第789条の規定による手続の経過（会社法施行規則第190条第2号）

- 会社法第784条の2（株式交換の差止請求）の規定による請求に係る手続の経過
会社法第784条の2の規定による株式交換の差止請求を行ったスタッグの株主はいませんでした。
- 会社法第785条（反対株主の株式買取請求）の規定による手続の経過
会社法第785条第1項の規定により株式買取請求を行ったスタッグの株主はいませんでした。
- 会社法第787条（新株予約権買取請求）の規定による手続の経過

該当事項はありません。

(4) 会社法第 789 条（債権者の異議）の規定による手続の経過

該当事項はありません。

3. 株式交換完全親会社における会社法第 796 条の 2、第 797 条及び第 799 条の規定による手続の経過（会社法施行規則 190 条第 3 号）

(1) 会社法第 796 条の 2（株式交換の差止請求）の規定による請求に係る手続の経過

A r e n t は会社法第 796 条第 2 項本文の規定により、本株式交換契約について会社法第 795 条第 1 項に定める株主総会の承認を得ずに本株式交換を行いましたので、会社法第 796 条の 2 の規定による請求に係る手続について、該当事項はありません。

(2) 会社法第 797 条（反対株主の株式買取請求）の規定による手続の経過

A r e n t は、会社法第 797 条第 3 項及び第 4 項並びに社債、株式等の振替に関する法律第 161 条第 2 項の規定に基づき、2025 年 5 月 30 日に本株式交換を実施する旨並びに株式交換完全子会社となるスタッグの商号及び住所を電子公告にて公告いたしました。なお、A r e n t は、会社法第 796 条第 2 項の規定に基づき、会社法第 795 条第 1 項に定める株主総会の承認を得ずに本株式交換を行いましたので、会社法第 797 条第 1 項の規定による手続について、該当事項はありません。

(3) 会社法第 799 条（債権者の異議）の規定による手続の経過

該当事項はありません。

4. 株式交換により株式交換完全親会社に移転した株式交換完全子会社の株式の数（会社法施行規則第 190 条第 4 号）

本株式交換によって、A r e n t に移転したスタッグの株式の数は、スタッグの発行済株式総数 400 株から、A r e n t が所有するスタッグの株式 201 株を除いた 199 株です。

5. その他株式交換に関する重要な事項（会社法施行規則第 190 条第 5 号）

(1) A r e n t は、会社法第 796 条第 2 項の規定に基づき、会社法第 795 条第 1 項に定める株主総会の承認を得ずに本株式交換を行いました。なお、会社法第 796 条第 3 項の規定に基づき、本株式交換に反対する旨を A r e n t に通知した株主はいませんでした。

(2) スタッグは、会社法第 783 条第 1 項の規定により、2025 年 6 月 23 日開催の臨時株主総会の決議によって本株式交換契約の承認を得ております。

- (3) A r e n t は本株式交換に際し、スタッグの株主名簿に記載された株主のうち、A r e n t を除く株主に対し、その所有するスタッグの普通株式1株につきA r e n t の普通株式495株の割合をもって交付いたしました。なお、A r e n t が交付した株式の総数は98,505株であり、A r e n t は本株式交換による株式の交付に際し、新たに98,505株を発行いたしました。
- (4) 本株式交換に伴い増加したA r e n t の資本金及び準備金の額は、以下のとおりです。
- ① 資本金：238,628,363円
 - ② 資本準備金：238,628,362円
 - ③ 利益準備金：0円

以 上